

平成 26 年 6 月 27 日

資源エネルギー庁

改正電気事業法の施行期日を定める政令等を閣議決定しました

昨年の臨時国会で成立した電気事業法の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)について、広域的運営推進機関等に係る規定の施行期日を平成 27 年 4 月 1 日とするとともに、広域的運営推進機関について所要の規定を整備する政令を、本日閣議決定しました。

1. 改正法について

改正法は、電力システム改革の第 1 段階として、広域的運営推進機関(※)等に係る規定を整備しました。改正法は、昨年の臨時国会において審議され、平成 25 年 11 月 13 日に成立し、平成 25 年 11 月 20 日に公布されています。

(※)広域的運営推進機関とは、全国大での需給調整機能を強化し、電気の安定供給の確保に資することを目的として、改正法の規定に基づいて新設される、民間の組織です。当該機関は高度な公益性を有するため、定款や役員を選解任等を国の認可事項とするなど、国の強い監督権限が及ぶ認可法人としております。

2. 閣議決定された政令案の概要

(1) 施行期日令

改正法のうち、広域的運営推進機関等に係る規定の施行期日を、平成 27 年 4 月 1 日と定めます。

(2) 関係政令の整備に関する政令

改正法の施行に伴い、設立の登記に関する手続や国家公務員の出向時に必要となる規定など、広域的運営推進機関の創設に伴い必要となる規定の整備を行います。

(本発表資料のお問い合わせ先)

資源エネルギー庁 電力・ガス事業部

電力・ガス市場制度調整官 都築

担当者: 資源エネルギー庁 電力・ガス事業部政策課

電力改革推進室 下村、石井、三藤

電話: 03-3501-1511(内線 4800~4)

03-3580-0877(直通)